

博士學位論文

内容の要旨

および

審査結果の要旨

甲第46号

2006

創価大学

本号は学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)第8条の規程による公表を目的として、平成18年9月23日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査の結果の要旨を収録したものである。

学位番号に付した甲は、学位規則第4条2項(いわゆる課程博士)によるものである。

創価大学

氏名（本籍）	住本 時久（兵庫県）
学位の種類	博士（社会学）
学位記番号	甲第46号
学位授与の日付	平成18年9月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 創価大学大学院学則第17条第2項 創価大学学位規則第3条の3第1項該当
論文題目	近現代日本の政教関係と政治文化 —— リコンストラクティブ・ポストモダニズムの視点から ——
論文審査機関	文学研究科委員会
論文審査委員	主査 中西 治 文学研究科教授 委員 栗原 優 文学研究科教授 委員 中野 毅 文学研究科教授

2006年7月14日

博士論文審査および最終試験報告書（課程博士）

主査委員	中西	治
委員	栗原	優
委員	中野	毅

博士（社会学）学位請求論文提出者

氏名 住本 時久（すみもと ときひさ）（男）

生年月日 1960年12月11日（45歳）

論文題目

近現代日本の政教関係と政治文化

ーリコンストラクティブ・ポストモダニズムの視点からー

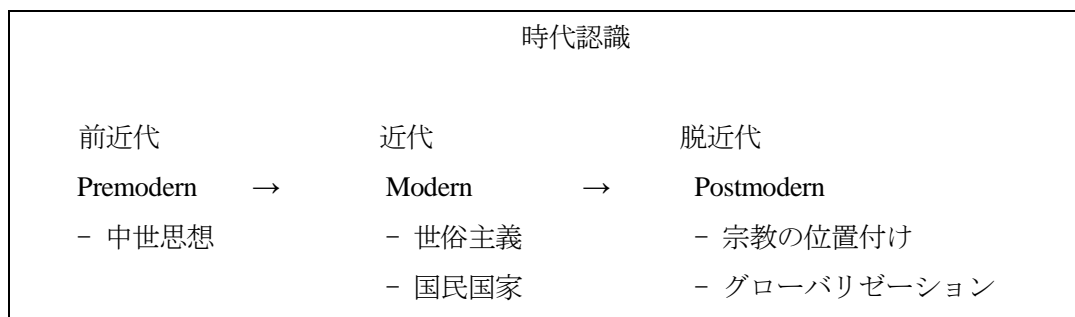
1. 論文内容の要旨

本論文は、序章第一節「研究の関心・目的・対象」に述べているとおり、地政学と市場の論理に支配される現状のグローバル・ガバナンスを如何にして民主化・人間化するかというマクロな問題を関心の背景とし、この問題に直接的な関心をもつ国際関係論の規範的アプローチの中から提唱されたリコンストラクティブ・ポストモダニズムを視座として、近現代を中心とする日本の政教関係の展開を検討し、その政治文化的意義を明らかにしようとするものである。併せて、グローバル・ガバナンスに対するインプリケーションについても考察する。

序章第二節「先行研究について」において、日本における政教関係に関する先行研究の検討を行なっている。そこでは、宗教研究・歴史研究あるいは法学・政治学関連における政教関係の研究の多くが、時代考証や制度論・法解釈といったスタティックな研究の構図を脱していないことを指摘する一方で、政教関係を社会科学的に分析した数少ない卓越した研究についても言及している。そのうえで、本論文が、そうした先行研究をふまえ、また必要に応じて援用しながら、新たなパースペクティブとしてリコンストラクティブ・ポストモダニズムの視座から、近現代を中心に日本の政教関係の政治文化的意義というダイナミズムを分析するものであり、それによって日本の政教関係と政治文化に関する研究を深化させるとともに、リコンストラクティブ・ポストモダニズムの重要な事例研究を提供することを目指すものであることを述べている。

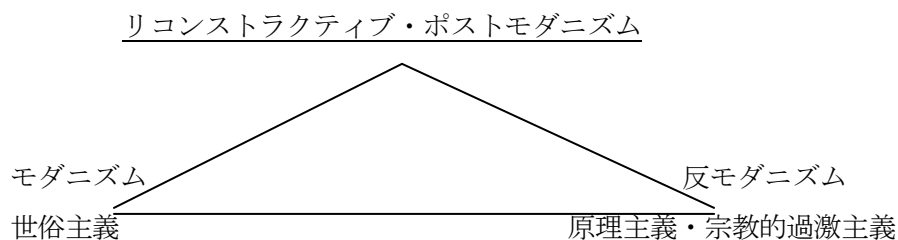
序章第三節「方法的視座」では、本論文の研究の方法的視座となる、国際関係論の規範的アプローチの代表的研究者リチャード・フォークによって近年提唱されたリコンストラクティブ・ポストモダニズムの内容を概観している。フォークが「倫理的価値と精

神性の信念の知恵に基づく脱ウェストファリア的視点」であると位置付けるリコンストラクティブ・ポストモダニズムの概念の背景には、(西欧中心の歴史観ではあるが) 前近代(pre-modern)における教会の権威主義・中世思想から脱却し、ウェストファリア体制によって世俗主義を特徴とする国民国家を基礎とする近代(modern)が始まったが、今日の世界においては、グローバリゼーションが進展し、異なる文明・宗教をいかに位置付けるかという問題を含め、宗教の影響を無視できなくなってきた、という時代認識があることを説明している(下図参照)。



(図) Falk (2001) の議論をもとに筆者が作成

一般的に今日の時代を脱近代(ポストモダン: postmodern) ととらえる考え方のなかには、反モダニズムのようにネガティブなポストモダニズムも存在し、それらと過激な原理主義やテロリズムとの関連性も、今日の世界的な問題のひとつであるが、リコンストラクティブ・ポストモダニズムは、モダニズム=世俗主義あるいは反モダニズムのいずれにも属さず、むしろ両者を止揚して、ポストモダンの時代における世俗と宗教の建設的な関係の再構築を模索する概念であること示している(下図参照)。



(図) Falk (2001) の議論をもとに筆者が作成

加えて、関連概念としての「文明の衝突」論や「世俗化」概念と、リコンストラクティブ・ポストモダニズムとの関連性について考察している。さらに、方法的視座としてのリコンストラクティブ・ポストモダニズムの課題とともに、リコンストラクティブ・ポストモダニズムを視座として日本の事例を検討する本論文の意義を論じている。そし

て、同章第四節「本論文の構成」で本論文の構成を示した後、第一章以下の本章の議論に入っている。

第一章「近代日本の政教関係」では、まず近世統一権力と徳川幕藩体制を中心に、近代に先立つ時代の政教関係を概観し、そのなかで国家が宗教を支配する日本の政教関係の原型、すなわち世俗的権力を超える権威を認めない極めて世俗主義的な文明的前提が形成されたことを示している。つまり近世統一権力は、わずかに残る仏教の超越的性格を徹底的に抹殺すると同時に、西欧の超越的宗教であるキリスト教を、当初は仏教排撃に利用しつつ、結局はやはり弾圧していくことで、世俗権力が宗教権力に優越する関係を確立したこと、さらに徳川幕藩体制は、檀家制度を通じて仏教の精神性・宗教性を喪失させることにより、俗権の優越性を制度化していったことを明らかにしている。

そのうえで、急速な国家建設を必要とした近代日本が、国家・天皇を聖化するために、国家崇拜の宗教・国家神道を創り出し、他宗教を支配従属させ、あるいはそれを受け入れない思想・宗教を弾圧し、国家神道を支配イデオロギーとして確立していった過程を示している。西欧の近代においては、国民国家がキリスト教の影響から自立する過程のなかで国家と宗教の二元性が生まれたこととは対照的に、日本近代では、国家が宗教を支配・利用し、それを拒否する宗教は弾圧することで、宗教的権威による国家の絶対化という国家と宗教の一元化がすすめられたことを明らかにしている。

第二章「近代日本の政治文化：国家主義の諸相と思想的対比事例」では、近代日本のナショナリズムおよびファシズムの特徴を、西欧との比較を含めて分析するなかで、その質的な差異が政教関係と関連していることを改めて明らかにしている。まず、日本と西欧のナショナリズムの比較においては、国際関係・経済・革命の有無などによって量的な差異が生み出される一方、近代日本の極端な国家主義のもつ質的な特異性は、それが国家崇拜の宗教によって強化された点にあること、そしてこの宗教的要因がナショナリズムとウルトラ・ナショナリズムの質的差異に繋がったことを論じている。

続いて、ファシズムに関する分析を行うなかで、ある程度国家と教会の二元的関係が存在した西欧に現出したファシズムは、少なくとも当初は民主的勢力の装いを必要とする「下からの」ファシズムであったのに対し、日本ではそうした二元性が欠如していたことが、国家機構内部から推し進められた「上からの」ファシズムを可能にした一因であったこと、言い換えれば、西欧の「世俗的ファシズム」に対し、日本では「宗教的ファシズム」が、国家権力による一方的なファシズム推進の特徴であったことを論じている。さらに、『國體の本義』の分析を通し、国家と宗教の二元性を否定する日本ファシズムの支配イデオロギーが、法の支配・知性・個人・人権といった民主主義を支える普遍的価値を明示的に拒否したことを指摘している。すなわち、国家と宗教の二元性の欠如と、民主主義の諸価値の否定の密接な関係を明らかにすることで、民主的政治文化にとっての国家と宗教の二元的関係の重要性を確認した。

また、近代日本の支配イデオロギーと、それに対峙して弾圧され獄死した牧口常三郎の政治思想・教育思想・宗教観を対比することにより、当時の政治文化の特徴をさらに明らかにするとともに、牧口思想の独自性を、特に合理性・現実性と超越性・理想主義の二元的思考という角度から分析し、それが知性と宗教性・精神性の二元性に裏付けられていたこと、そしてその二元性がファシズムと対峙する民主的思想にとって不可欠な要素であったことを論じている。そして、そこにみられる知性と精神性の二元性から、リコンストラクティブ・ポストモダニズムの視点に共通する示唆を引き出した。

第三章「現代日本の政教関係」では、まず終戦時の占領に関するGHQ文書を中心に、改めて戦前の日本政治文化の特徴を示すとともに、占領政策が目指した政治文化の転換の方向性をみている。そのなかで、明治憲法の立憲主義的な条文表現が表面的な修辞にすぎず、実際には「法の支配」ではなく「人の支配」、すなわち専制政治が行なわれたこと、天皇を頂点に国家を聖化する宗教と軍国主義の結合が、極端に反民主的な政治文化を生み出した重要な要因であることをGHQが正確に把握し、その理解のうえに占領政策は、戦後の新憲法下では、政教分離を厳格に保証し、「法の支配」に基づく民主的政治制度の確立を目指していたことを示している。また、しかし他方で、GHQも認識していたとおり、外発的な制度の変更のみでは政治文化の抜本的な変革には至らず、また国際情勢の変化による占領民主化政策そのものの後退も加わり、新憲法制定にもかかわらず、政治文化的な民主化は不徹底なまま戦後が開始されたことも明らかにしている。

次に、戦後の政教関係を検証するなかで、新憲法によって政教分離の原則が導入されたが、それが自動的に国家と宗教の二元性を確立するものではない点を指摘した。つまり、戦時中の軍部政府政策との妥協を含む戦前までの歴史のなかで、自立した精神性・宗教性を喪失してしまった多くの既成仏教やキリスト教は、戦後、信教の自由が保証された環境にもかかわらず、社会的影響力を拡大することはなかったこと、また、戦後急成長した新宗教の多くは、主に個人的な利益に関心を向け、その社会的影響力は限定的なものであることを示している。そのなかで、政治的・社会的影響力をもつ例外的な事例も示したが、同時に宗教が直接政治に関わることで、本来の普遍性が現実の政策選択のなかに埋没してしまう危険性を指摘し、宗教が常に知性を重視しながら自己改革を続けることの重要性を強調している。

第四章「現代日本の政治文化ならびにグローバル・ガバナンスへの展望」では、まず日本の政教関係の政治文化的影響を今日的コンテクストにおいて分析し、日本の政治文化における国家と宗教の二元性ならびにそれと深く関わる現実対理想あるいは存在対当為の二元的緊張関係の欠如が、民主的政治文化の諸価値——法の支配・権利・独立したメディア・市民社会——を支えるエートスの欠如・希薄さに繋がっていること、民主的政治の実現には制度的な要素に加えて政治文化的要素が不可欠であり、民主的政治文化の実現には国家と宗教の建設的な二元的関係が重要であることを論じている。

法の支配については、行政指導に代表される制度上の抜け道や、判事と検事の交流や司法行政にみられる司法の不十分な独立性、人権保護の軽視などによって、法の支配が蝕まれ、人の支配の要素が浸透しやすいこと、さらに日本では現実対理想あるいは存在対当為を対置させる二元主義の伝統が弱いため、結果的に成文法の人的解釈に依存する程度が大きく、法的判断においてすら、人の支配が法の支配を侵食する機会が多いことを論じている。そして、欧米にみられる現実対理想あるいは存在対当為の二元主義は、超越的・絶対的価値にうったえる宗教的伝統をその思想的源流とすること、そして日本におけるそうした二元主義的伝統の欠如は、世俗と宗教の緊張関係の欠如と密接に関連していることを解明し、それが民主的政治文化あるいは民主主義のエートスの欠如・希薄さに結びついていることを論じている。また、権利に関しても、国家と宗教の関係の緊張感を基盤として、自然法理論から人権思想へと発展してきた西欧の歴史と対比し、日本における権利概念にはそうした思想的文明的基盤が欠如しており、それが権利認識の希薄さにつながっていることを明らかにしている。同様に、メディアや市民社会の未成熟についても、現実対理想あるいは存在対当為の二元主義の伝統の欠如、ないしは国家からの独立性に基づく二元的関係の欠如が、それらの成熟を妨げていることを論じている。

さらに、日本の事例から国際関係に考察を拡大し、国家・世俗と宗教の二元的関係を欠き、国家・世俗が一元的に支配する日本の政治文化の問題は、地政学と市場の論理に代表される世俗的力学が一元的に支配する今日のグローバル・ガバナンスにも共通する問題であることから、日本の政教関係の政治文化的意義の議論の延長上に、グローバル・ガバナンスへのインプリケーションを考察している。つまり日本の事例からも、人間的グローバル・ガバナンスの構築において、国家の地政学と市場の論理から独立した宗教性・精神性の再構築の必要性を強調するリコンストラクティブ・ポストモダニズムの主張の適切性が支持されていることを明らかにしている。

また、民族紛争やテロリズムにしばしばみられるような組織的暴力と宗教の誤った関係を解決するために、世俗と宗教が相互にチェックし合う二元的関係の必要性、そして、世界の主要宗教間の対話・協力のさらなる進展の必要性を論じている。さらに、人権に関する国際法の発展・強化を、国際関係の主流を「力の支配」から「法の支配」へとシフトさせるグローバル・ガバナンスの民主化・人間化の進展を表す指標として提案し、人類の知性と精神性の協働の必要性を強調した。さらに、アメリカのブッシュ政権について、リコンストラクティブ・ポストモダニズムの視点から分析を加え、宗教的原理主義ともいわれる政治と宗教の一元化と、国際法の否定及び多様性に対する非寛容との相関関係を示している。

終章「総括と課題」においては、第一節で各章の要点と解明点をまとめたうえで、第二節で全体の総括を行っている。全体の総括のなかでは、世俗主義的な文明的前提のうえに、

国家主義と国家崇拜宗教の一元化によって築かれた近代を経て、極めて経済至上主義的な現代を経験してきた日本において、時代により政教関係の形態は変化するものの、そのなかから一貫して抽出される日本の政教関係の特徴は、国家権力から独立した宗教性の欠如、つまり国家と宗教あるいは世俗と宗教の二元的関係の欠如であったこと、第二次世界大戦における敗戦と占領により、政教分離・信教の自由を保障する民主主義的憲法・体制が、外側から日本に与えられたが、それは直ちに民主的政治文化の創出に結びつくものではなく、戦後、日本は経済至上主義的に急激な発展を遂げたが、宗教性・精神性を欠いた日本においては、法の支配や人権といった民主的な政治文化を支えるエートスは未発達のままであることを記している。そして、日本の政教関係と政治文化の関連性を総括すると、日本では一貫して国家と宗教の二元的な関係が欠如してきたことを重要な一因として、今日の政教分離・信教の自由を含む民主的政治制度の存在にもかかわらず、民主的政治文化が発達してこなかったことを強調している。そして、こうした日本の事例は、世俗主義的な文明の政治文化的民主化には精神性・宗教性の再構築が必要と論ずるリコンストラクティブ・ポストモダニズムの視点と一致し、その主張を支持する結果となったことを記している。そして今後、日本の政治文化から独立した普遍性を内包する思想・運動が生き残り、発展するためには、その主体自体がもつ文化的制約・特殊主義的傾向を、普遍性に照らして超克するための知性に基づく自己変革が常に必要であること、国家と宗教あるいは世俗性と宗教性の二元的な関係の発展にとって、相互のチェック・アンド・バランスが重要であることを強調している。

終章第三節では、本論文の意義を振り返るとともに、今後の研究における課題を提示している。第一に、本論文の方法的視座とするリコンストラクティブ・ポストモダニズムという比較的新しい視点について、その理論的裏付けはまだ十分とはいえ、特にリコンストラクティブ・ポストモダニズムが提唱する宗教性・精神性の再構築が、異なる諸文明のなかで具体的にどのような形態を想定しているのかは、提唱者のフォークも明確に示してはおらず、今後、さらに事例研究を積み重ねるとともに、国際関係論の研究アプローチとしての有効性の検証を含め、精緻な理論的研究を行っていかねばならないこと、第二に、本論文が取り上げた近現代の歴史について、諸研究の最新の成果を取り入れながら、さらに入念に検証・検討していかねばならないこと、第三に、政教関係と政治文化の関連性という極めて文明的な課題は、諸国家・地域・宗教の歴史的・政治的コンテクストに照らして分析・理解しなければならないため、リコンストラクティブ・ポストモダニズムの方法的視座を、本論文で触れたブッシュ政権を含めたアメリカ、国家と宗教が密接なイスラム社会、宗教性多様性の中でアジア的民主主義を模索するアジアなど、日本以外の国や地域に適用する試みが不可欠なこと、第四に、本論文ではインプリケーションとして扱うにとどまったグローバル・ガバナンスとの関係をさらに検討し、特に、民族紛争やテロリズムと宗教の関係についても、考察を掘り下げていかねばならないことを記している。そして、こうした

課題の探求自体が、知性と精神性の協働に寄与することを期して本論文を結んでいる。

2. 論文審査の要旨

本論文は通読して面白いが、つぎのような問題がある。

- (1) 本論文のキーワードである「リコンストラクティブ・ポストモダニズム」とは何かである。リコンストラクティブを「再構築」とすると、再構築されるべきものは何か。ポストモダニズムを「脱近代主義」とすると、近代主義の後にくるものは何か。これらが具体的に提示されなければならない。これらを正確に定義づけるとともに、この論を乗り越える努力がなされるべきである。
- (2) 宗教改革・宗教戦争・ウェストファリア条約を経て国民国家(nation-states)の時代が始まった、という記述に見られるように、ヨーロッパの近現代史への理解が単純である。近現代の日本史の理解にもそれが見られる。
- (3) ネーション、ネーション・ステート、ナショナリズムの理解が十分ではない。
- (4) 西欧においては国家と宗教の二元性が存在するが、日本においてはそれが存在しないが故にウルトラ・ナショナリズムと呼ばれる極端な拡張主義を招いたと主張するが、それではなぜイタリアでファシズムが生まれ、ドイツでナチズムが生じたのであろうか。

3. 最終試験の結果

最終試験では審査委員から上記の点が指摘された。

「リコンストラクティブ・ポストモダニズム」とは「宗教性・精神性再構築主義」のことであろうか、本論文執筆者はこの論に基づいて終始一貫論じているが、むしろ、この論を否定し、新しい理論を提起すべきではなかったか、などの論議があった。

本論文は全体としてはこの分野の学問に対する関心を高め、当該学問を一步前進させている。

本論文は博士（社会学）の学位を授与するに値するものと認定する。